

平成 26 年 6 月 4 日
柏崎刈羽原子力規制事務所

委員ご質問への回答

第 131 回定例会後（5 月 17 日）受付分

フィルタベントが有効機能しない場合の格納容器破損防止対策について

3 月 24 日の県技術委員会で示された最も厳しい事故シナリオの場合について、東京電力の川村原子力設備管理部長は「追加安全対策を含むすべての設備が機能しないという状況になると、すなわち格納容器への注水が一切確保できない場合には、フィルタベントを使用した場合にも熔融炉心の崩壊熱の除去ができないので、格納容器のシール部が高温に曝され過温破損に至ると考えます。格納容器が過温破損すると放射性物質は過温破損したその個所から主に放出されるので、フィルタベント自体が有効に機能しないケースになります。」旨発言しています。

規制委員会は、格納容器破損防止対策を義務づけ、フィルタベントを対策例として示しました。

しかし、最も厳しいシナリオの場合、フィルタベントは格納容器破損防止対策にならないということです。

大きな地震などによる複合災害、テロや空からの攻撃の可能性等を考えると、最も厳しいシナリオは有りえないシナリオとは思えません。

フィルタベントが有効機能しない場合の格納容器破損防止対策はどのようにするのですか。

（回答）

新規制基準においては、「炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器の圧力及び温度を低下させるために必要な設備」を求めており、事業者において具体的な対策が検討されることとなります。

原子力規制委員会としては、申請された内容が基準に適合しているかどうか審査において厳正に確認してまいります。